

ID: 1884

担当部署: 都市建設課

処分の概要	歩行者利便増進計画の変更の認定		
法令名称 根拠条項	道路法 第48条の27第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の27の規定による。 (歩行者利便増進計画の変更等) 第48条の27 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。 2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。 (1) 変更後の歩行者利便増進計画が第48条の25第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること。 (2) 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。 3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日